

令和3年定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

- (1) 議案第162号「出資について」 1

(所管事項説明)

- (1) 米の需給見通しとその対応について 4
- (2) 伊勢茶振興計画（最終案）について 6 別添1
別冊1
- (3) 三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（仮称）
の制定について 7 別添2
別添3
- (4) 第13次鳥獣保護管理事業計画等の策定について 8 別添4
- (5) 令和2年度森林環境譲与税の県内における活用状況報告について 10
- (6) 各種審議会等の審議状況の報告について 12

【別冊1】 伊勢茶振興計画（最終案）～ 愛ある伊勢茶元気プラン ～

令和3年12月
農林水産部

(議案補充説明)

(1) 議案第 162 号「出資について」

1 概要

一般社団法人みえ林業総合支援機構が募集する、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に基づく基金 (300 万円) に対して、その二分の一に相当する 150 万円を県から出資することについて、県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例 (以下、「条例」という。) 第 14 条第 2 項に基づき、議決を得ようとするものです。

2 出資に至る背景

県内の林業従事者の就労環境を改善し、林業労働力の安定確保及び林業への新規就業を促進するとともに、林業関係団体をはじめとする多様な主体の有機的な連携のもとで、総合的な林業人材・経営体育成支援を実施することを目的に、一般社団法人みえ林業総合支援機構が、令和 3 年 8 月に設立されました。

この法人が果たす役割は、県の森林・林業施策との関連性が非常に高いことや、現在、公益財団法人三重県農林水産支援センターが管理している、過去に県が出捐した林業従事者対策基金を引き継ぐ予定であることを踏まえ、県は法人に対して出資を行い、条例で定める二分の一出資法人に位置づけるものです。

3 出資額

1,500,000 円 (財源: 森林環境譲与税基金繰入金)

※令和 3 年 11 月定例会

議案第 127 号「令和 3 年度三重県一般会計補正予算 (第 13 号)」
「みえ林業総合支援機構出資金」で計上。

4 出資の必要性

三重県外郭団体等改革方針を踏まえ、法人経営への関与について必要最小限に留めつつ、以下の理由により出資を行うこととしています。

- ① 林業従事者対策基金を新たに管理する団体に対して、条例に基づく助言・指導や経営状況の評価、議会への公表を通じて、事業運営の透明性の確保が可能となること。
- ② 森林環境譲与税の導入など、新たな社会情勢の変化に機動的に対応していくうえで林業人材の育成は重要な取組であり、その体制の強化に向けて県出資法人に位置付けることで、みえ森林・林業アカデミーや森林教育との緊密な連携による研修のレベルアップ、若年層の就業希望者増加などの相乗効果が期待されること。

出資について

一般社団法人みえ林業総合支援機構に、次のとおり出資するものとする。

令和3年11月22日提出

三重県知事 一見勝之

- 1 金 額 1,500,000円
- 2 相手方住所氏名 三重県津市桜橋1丁目104番地
一般社団法人みえ林業総合支援機構
代表理事 田中和博

提案理由

一般社団法人みえ林業総合支援機構に対する出資については、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」の規定により、議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

(1) 米の需給見通しとその対応について

1 現状

(1) 全国における需給見通しについて

人口減少や食の多様化の進展により、主食用米については、毎年10万トン程度ずつ消費量が減少する中、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、大幅な米余りの状態です。

11月に国から公表された「米の需給見通し」では、令和3年7月の期首民間在庫量は218万トンで、過剰の目安となる200万トンを大きく超えているほか、令和3年産の主食用米の生産量は、作況指数が101(10月25日現在)となったことから、当初の見込みよりも増加し、701万トンと見込まれています。

一方、需要量は、人口減少や消費の減退を見越して702~706万トンとしており、令和4年6月の期末民間在庫量は213~217万トンと、依然200万トンを超える見通しです。

こうした状況を踏まえ、令和5年6月の期末民間在庫量を196~200万トンに抑えるため、令和4年度の需要量を前年度から10万トン程度の減少を見込み692万トンにするとともに、令和4年産生産量を675万トンとし、生産を調整することとしています。

<全国における主食用米等の需給見通し>

(単位：万トン)

		期首(7月) 民間在庫量 A	生産量 B	供給量計 C=A+B	需要量 D	期末(6月) 民間在庫量 E=C-D
令和 3/4年	令和3年7月 ~4年6月	218(実績値)	【3年産】 701	919	702~706	213~217
令和 4/5年	令和4年7月 ~5年6月	213~217	【4年産】 675	888~892	692	196~200

(米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(農林水産省令和3年11月)より)

(2) 本県における令和3年産の生産調整について

本県では、行政やJAグループ等の生産者団体、卸売事業者で構成する「三重県農業再生協議会」において、令和3年産から県独自に策定した「県産米の需給見通し」に基づき、主食用米の「生産量の目安」を定めています。

令和3年産については、「生産量の目安」を132,336トンと定め、市町単位で組織されている地域農業再生協議会を経て、集落や生産者にその目安を提示し、生産調整を進めてきました。

その結果、主食用米から飼料用米等の他作物への作付転換が大幅に進んだことで、生産量は128,200トンとなり、「生産量の目安」を下回ったものと見込まれています。

2 今後の取組

(1) 本県における令和4年産の生産調整について

①令和4年産の生産量の目安

本県における令和4年産の「生産量の目安」は、国の「米の需給見通し」を踏まえ、令和3年産と同様に、県独自に策定する「県産米の需給見通し」に基づき、算定することとしています。

12月24日に開催される「三重県農業再生協議会」において、令和4年産の「生産量の目安」を決定し、地域農業再生協議会を経て、集落や生産者に通知していく予定です。

②生産調整の取組

米の需給状況や本県の令和4年産「生産量の目安」等について、地域農業再生協議会と連携しながら、生産者に情報提供し、生産調整への理解醸成に努めます。

また、他作物への作付転換を促進するため、主食用米を生産した場合と同程度の所得が得られる、国の経営所得安定対策の活用に向けたサポートに取り組みます。

さらに、麦、大豆等の畑作物への作付転換や定着化を図るため、

- ・麦では、県産麦の需要拡大につなげるため、実需者ニーズに応じた品種の作付けや生産安定、品質向上に向けた支援
- ・大豆では、国産大豆の需要が好調であることから、作付拡大と単収向上に向け、排水対策等の技術面の支援
- ・野菜等の高収益作物では、作付拡大に向け、実需者との連携支援
- ・飼料用米や飼料用稲では、麦、大豆の不適地での作付拡大と収量向上に取り組む方向です。

(2) 県産米の消費拡大・販売促進について

主食用米の生産調整を着実に実施する一方で、生産された県産米が円滑に販売されるよう、「みえの米ブランド化推進会議」（構成：集荷業者、卸売業者、県等）が主体となり、販売拡大の取組として、

- ・「結びの神」や「伊賀米コシヒカリ」について、学校給食への定着促進
- ・「コシヒカリ」及び「結びの神」について、消費者が最も購入する機会の多いスーパーにおける無洗米や新米の販売キャンペーンのほか、中食事業者や企業の食堂への働きかけを通じた利用の定着
- ・県が育成した業務用品種「みのりの郷」や「なついろ」に加え、「ほしじるし」といった新しい品種について、中食・外食事業者への利用拡大

に取り組むこととしています。

また、今後は、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据え、県内の外食事業者や宿泊事業者を通じて、それぞれの顧客に対する県産米のPRを促進するとともに、需要が高まってきているパックご飯について、県産米の活用に取り組むたいと考えています。

(2) 伊勢茶振興計画（最終案）について

茶業を取り巻く厳しい状況等を踏まえ、平成 23 年 3 月に策定(平成 25 年 1 月一部改定)した「三重県茶業振興の指針」を見直し、新たな「伊勢茶振興計画」の策定に向け、最終案をとりまとめました。

1 伊勢茶振興計画（最終案）の策定について

(1) 伊勢茶振興計画策定に係る意見交換会の開催について

県議会 9 月定例会月会議の常任委員会以降、11 月に、生産者との意見交換会、第 2 回伊勢茶振興計画懇話会を開催し、最終案の策定に向けて意見を聴きとったところです。主な意見は次のとおりで、計画に反映しています。

- ・茶経営の規模にかかわらず、新たな取組に挑戦する経営体に対する支援が必要
- ・三重県の実情に合ったスマート技術の開発が必要
- ・地元商品を応援しようとする消費者の機運に沿った販売企画を展開する必要
- ・地域の資源や食文化などを活用して伊勢茶を P R していくことが必要

(2) 伊勢茶振興計画（最終案）について

各方面からいただいたご意見を踏まえ、伊勢茶振興計画（最終案）を取りまとめました。概要については、別添 1、詳細については別冊 1 のとおりです。上記の意見に加え、県民の伊勢茶に対する誇りの醸成につなげていく必要があることから、県内のみでなく、県外での伊勢茶の認知度向上の取組を追記しました。

また、目標指標については、「所得向上」と「消費拡大」の取組の進捗を把握するため、令和 13 年度の目標として、下表のとおり定めたいと考えています。

指標	現状	目標 (R13)
◎茶の認定農業者のうち、他産業従事者と同程度以上の農業所得がある者の割合	35.8% (R 2)	60.0%
○茶園の将来の利用についての具体的な合意形成が図られている集落数	3 集落 (R 3)	53 集落
◎直近 3 か年の 1 世帯当たりの茶の平均購入量 (3 か年については暦年により計算)	1,137 g (R 2)	1,610 g
○伊勢茶の消費拡大に協力していただく店舗・事業者数	422 箇所 (R 3)	650 箇所

2 今後の予定について

今後は、伊勢茶振興計画（最終案）を基に、本日の常任委員会のご意見を踏まえ、「伊勢茶振興計画」として策定・公表することとし、関係者への周知を図るとともに、順次、重点課題に対するプロジェクトを立ち上げて計画を実行していきます。

特に、消費拡大の取組として、量販店に伊勢茶の取り扱いの拡大を働きかけるとともに、飲食店や観光事業者等と連携しながら、伊勢茶や、伊勢茶を活用した料理・サービスの提供の促進を図ってまいります。

(3) 三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（仮称）の制定について

1 背景

国は、畜産物の国際競争力の強化に向け、畜産業における低コスト化や経営規模の拡大の取組をより一層進めるため、建築基準法の構造等の基準によらず畜舎等の建築等を可能とする「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（以下、「畜舎特例法」という。）を令和3年5月に公布し、令和4年4月1日から施行することとしています。

畜舎特例法に基づき建築等される畜舎等は、三重県建築基準条例が規定する建築物の安全確保等に関する基準の適用外となることから、引き続き、畜舎等の安全等を確保するため、「三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（仮称）」（以下「県条例」という。）を制定しようとするものです。（別添2）

畜舎特例法の概要

- ① 畜舎特例法の対象は、畜舎及び堆肥舎
- ② 緩和された基準等に基づいた畜舎等の建築等及び利用に関する計画を知事が認定
→建築基準法より緩和された構造基準で建築可
- ③ 計画認定された畜舎等は、建築基準法令の適用から除外
→建築確認等が不要
- ④ 県による監督（報告徴収、立入検査、改善命令等）のほか、罰則等が運用

2 県条例（案）の概要

県条例は、三重県建築基準条例の規定のうち、畜舎等の規制に必要な条項を準用する内容とします。（別添3）

なお、今後公布される省令に基づき、修正を行う場合があります。

【県条例で規定する主な事項】

- ① 崖に近接する畜舎等
→ 高さ2mを超える崖に近接する畜舎等について、崖と畜舎の水平距離を定める。
- ② 敷地の路地状の部分の幅員
→ 延べ面積が1,000㎡を超える畜舎等の敷地が路地状の部分により道路に接する場合の路地状部分の幅員を定める。
- ③ 日影による畜舎等の高さの制限
→ 用途地域の指定のない区域において、日影時間による畜舎等の高さ制限を設ける。

3 今後のスケジュール（案）

令和3年12月20日～令和4年1月10日	パブリックコメントの実施
令和4年2月	2月定例会月会議 県条例制定議案上程
令和4年4月1日	畜舎特例法、県条例施行

(4) 第13次鳥獣保護管理事業計画等の策定について

1 現状（背景、課題）

野生鳥獣の保護管理については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣法」という。）に基づき、各地域の状況を踏まえ適切な保護・管理事業を実施するため策定した「第12次鳥獣保護管理事業計画」（計画期間：平成29年度～令和3年度）により、鳥獣保護区の指定や捕獲基準の設定を行うなど、地域と連携した取組を進めてきました。

また、野生鳥獣の中でも、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、その生息数の増加とともに、農林業被害が大きいことから、「第12次鳥獣保護管理事業計画」に基づき「第二種特定鳥獣管理計画」（計画期間：平成29年度～令和3年度）を策定し、捕獲等の促進により、生息数の管理を進めてきたところです。

これらの計画については、計画期間が本年度末となっていることから、次期計画の策定を進めています。

なお、特定の鳥獣を保護するために策定する「第一種特定鳥獣保護計画」は、本県において該当する鳥獣がないため、策定していません。

2 次期計画の主な内容（別添4）

(1) 第13次鳥獣保護管理事業計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）

引き続き、鳥獣保護区の指定や捕獲基準の設定等により、野生鳥獣の適切な保護管理に取り組みます。

また、国の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「指針」という。）が令和3年10月に改正されたことに伴い、「第二種特定鳥獣管理計画」の目的達成のため、より被害等の実態を踏まえた指標を設定し、管理に取り組みます。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）

①ニホンジカ（第5期計画）

現計画では、平成25年度に国が示したニホンジカの生息数を10年後に半減させる目標を踏まえ、本県でも生息数を半減させることを管理目標（平成24年度約6.6万頭⇒令和5年度約3.3万頭）として、捕獲等の強化を図りながら生息数管理に取り組んできた結果、全体頭数は減少傾向にあります。現状（令和2年度）は、約4.9万頭と、依然として生息密度の大幅な低下には至っていません。

なお、生息数については、国と同様、捕獲頭数や狩猟者のニホンジカの日撃頻度、山林内の痕跡調査等をもとに推定する手法を用いて算出していますが、毎年目標達成のために設定した捕獲頭数を上回る捕獲を達成しても、生息数が推定どおり減少せず、管理手法として課題がありました。

また、国の指針が改正され、より被害等の実態を踏まえた指標設定が推奨されたことから、本県での管理指標を検討し、生息密度と相関関係のある指標として、獣害に関する集落アンケートに基づき算定する「農業被害が大きい集落の割合」、獣害による

森林内の下草や低木への影響調査に基づき算定する「森林下層植生の衰退が著しい箇所割合」を設定することとしました。

次期計画では、この2つの目標達成に向けて、引き続き捕獲の強化を進め、生息数管理に取り組みます。

②イノシシ（第4期計画）

現計画では、被害金額を平成12年度以降で最も低い7千6百万円（平成18年度）にまで軽減させることを目標として、捕獲強化や侵入防止柵等の被害対策に取り組んできましたが、現状（令和2年度）は約9千5百万円と、近年被害金額は横ばいで推移しています。

このため、次期計画においても、引き続き被害金額7千6百万円を目標として、集中的な捕獲強化と侵入防止柵等の被害対策に取り組みます。

③ニホンザル（第3期計画）

現計画では、平成26年度に国が示したニホンザルの加害群（※）を10年後に半減させる目標を踏まえ、本県でも令和3年度末までに加害群を半減させることを目標として、群れごとの管理方策を定める市町の地域実施計画の策定を推進し、管理を進めてきましたが、半減には至りませんでした。

このため、次期計画においても、加害群の増加を抑制し被害を軽減するため、引き続き加害群の半減を目標として取り組みます。

※加害群とは、国が策定した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）」で示された加害レベル4及び5の群れであり、耕作地周辺に常時出没し被害を及ぼす群れのことを指します。

加害レベル4：群れ全体が通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。

加害レベル5：群れ全体が通年頻繁に出没し、人身被害のおそれがある。

3 今後の取組

次期計画については、今後、計画案に対する市町からの意見聴取やパブリックコメントを実施するとともに、鳥獣法の規定に基づいて、公聴会や「自然環境保全審議会（鳥獣部会）」から意見を聴き、今年度中に策定する予定です。

（スケジュール）

令和3年	12月下旬	計画案の市町への説明
令和4年	1月上旬	パブリックコメントの実施
	2月中旬	公聴会の開催
	3月中旬	本常任委員会で最終案の説明 審議会の開催
	3月下旬	次期計画の策定

(5) 令和2年度森林環境譲与税の県内における活用状況報告について

1 森林環境譲与税について

森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和元年度に創設されました。

税の使途については、法律に定める範囲において、地域の実情に応じて市町村、都道府県の責任で定め、市町村が森林経営管理法に基づき実施する森林整備をはじめ、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進に充て、翌年度に使途を公表することとされています。

令和2年度には、県内市町に対して約8億1千万円、県に対して約1億4千万円が譲与されたところであり、県では、森林環境譲与税を活用した事業が、税創設の趣旨に即した効果的なものとなるよう市町と連携して取組を進めているところです。

2 森林環境譲与税を活用した令和2年度を取組

(1) 県の取組

①「みえ森林経営管理支援センター」及び「法律相談窓口」による支援

市町が行う森林整備を促進するため、市町担当者に対する研修や相談対応を実施したほか、市町が森林経営管理法に基づく業務を実施する上で発生する法的課題に対応できるよう法律相談窓口を設置しました。

②「みえ森林・林業アカデミー」における人材育成と新校舎の整備

森林整備を担う人材育成を図るとともに、市町の体制強化を図るため、高度な経営や管理能力、現場技術の習得に向けた講座や、市町職員講座、地域林政アドバイザー講座を開催しました。

また、中大規模建築物や非住宅の木造・木質化を進めるため、「木造化建築士養成講座」や、県・市町の営繕担当者を対象とした研修会を開催しました。

さらに、「みえ森林・林業アカデミー」における効率的で充実した教育環境を実現するため、令和5年度からの供用をめざして新校舎の整備を開始しました。

③木材利用の促進に向けた支援

県産材の利用を促進するため、公共建築物県産材利用事例集を作成して市町への普及啓発を行ったほか、木造・木質化にかかる相談窓口の設置や、木質化のモデルとして、県庁3階秘書課ロビーに木製の装飾を施しました。

④その他の支援

森林資源情報の精度を高め、その情報を共有するため、伐採届情報の電子化やレーザ測量成果の市町及び林業事業者への共有に取り組みました。

また、就業ガイダンスの場を活用した都市部での就業相談や、奈良・和歌山・三重の3県が連携した木材輸送の効率化に向けた共同研究、少花粉スギ・ヒノキ種子の生産体制の強化に取り組みました。

(2) 市町の取組

市町においては、それぞれの実情に応じた様々な取組が進められており、令和2年度における金額ベースでの活用割合は、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査や、経営管理権を市町に設定する集積計画の作成を含む森林整備関係が全体の43%、木材利用関係が11%、担い手対策関係が1%となっており、残りの45%が、今後本格化する森林整備等への活用を目的として基金に積み立てられました。

なお、令和2年度末までに私有林人工林を有する27市町の内、15市町において意向調査が実施されており、このうち津市、松阪市、多気町、菟野町、大台町の2市3町では集積計画が作成されています。

また、令和2年度末までに、津市、松阪市、伊賀市、名張市、大台町の4市1町において、森林環境譲与税を活用した森林整備(542ha)が実施されています。

3 今後の対応方針

引き続き、県では、市町が行う森林整備を一層促進し、地球温暖化の防止や災害の防止、国土保全機能の強化を図っていくため、市町との意見交換を十分に行いながら、それぞれの進捗に応じた支援内容をさらに充実させてまいります。

(6) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和3年10月6日～令和3年11月21日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	令和3年10月29日(金)
3 委員	【委員長】三重大学 学長補佐 松田 裕子 他8名
4 諮問事項	令和3年度三重ブランド新規および更新認定について
5 調査審議結果	「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」に基づき、新規認定申請の第1次審査(書面)を行ったほか、令和3年度末で認定期間が満了する事業者の認定更新に関する意見聴取を行いました。
6 備考	